平成２７年度

定　時　総　会　議　案

日　時　　平成２７年４月１８日（土）
　　午前１１時～

会　場　　天　　政
　　新ひだか町静内御幸町１丁目１－１６

北海道行政書士会日高支部

定　時　総　会　次　第

１　開会のことば

２　支部長挨拶

３　来賓紹介

北海道行政書士会	副会長	宮元　　仁	様
〃　室蘭支部	支部長	大谷　賢一	様
〃　苫小牧支部	支部長	清野　甲次	様

４　来賓祝辞

５　総会成立の確認

６　議長選出

７　議事録署名人の選出

８　議　事

①　報告第１号　平成２６年度事業報告について
②　報告第２号　平成２６年度収支決算報告について
③　監査報告
④　議案第１号　平成２７年度事業計画（案）について
⑤　議案第２号　平成２７年度収支予算（案）について
⑥　議案第３号　役員の選任について

９　その他

10　閉会のことば

報告第１号

平成 26 年度　事業報告について
支部規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定により、本報告の承認を求めます。

平成 26 年度　事業報告書

１　支部定時総会
日時　平成 26 年 4 月 26 日（土）１１：００から　　会場　天政
出席　支部会員　２４名　　出席会員　２３名（内委任状提出　８名）
来賓　　北海道行政書士会副会長　　宮元　　仁　様
　　〃　　苫小牧支部副支部長　秋山　　充　様
議事　①平成２５年度事業報告　　②平成２５年度収支決算報告　③監査報告
　　④平成２６年度事業計画　　⑤平成２６年度収支予算
　　上記議案を審議し、原案通り可決した。

２　理事会
①　平成２６年６月２３日　　理事全員出席　　天政
　・支部業務研修会・三支部合同研修会・総会議案決算報告記載方法　等について
②　平成２６年８月２８日　　理事全員出席　　天政
　・三支部合同研修会・行政書士制度広報月間・くらしの困りごと相談会（兼て民間賃貸住宅に関する相談会）の開催　等について
③　平成２６年１０月２８日　　理事全員出席　天政
　・三支部合同研修会総括及び決算・くらしの困りごと相談会（兼て民間賃貸住宅に関する相談会）・行政書士法第１４条の３に基づく調査　等について
④　平成２７年３月２６日　　理事全員出席　天政
　・平成２７年度支部定時総会の開催について
　・支部定時総会提出議案　等について

３　研修会
①　第１回支部業務研修会　平成２６年７月１２日（土）　新冠町レ・コード館
　第２回支部業務研修会　平成２６年８月　２日（土）　　〃
　研修内容　「道路運送法・貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法」
　　～一般貨物自動車運送事業申請書の書き方を中心に～
　講　　師　　北海道行政書士会札幌支部長　荒木　徹　先生
　出　　席　　第１回　１３会員　　第２回　１６会員

②　三支部合同研修会　　平成２６年９月６・７日（土・日）
　　浦河町・優駿ビレッジ「アエル」
　研修内容　「行政書士法改正とそれに伴う新規事業について」
　講　　師　　北海道行政書士会長　　吉村　学　先生
　見学研修　　ＪＲＡ日高育成総合施設
　出　　席　　３１名（日高支部　１４会員）

４　くらしの困りごと相談会（民間賃貸住宅に関する無料法律相談[国交省補助事業]も併せて実施）
　　平成２６年１０月２２日（水）　新ひだか町公民館
　　担当相談員　我妻榮治会員、湯川剛副支部長

５　広報活動
・１０月行政書士広報月間に際し関係機関、施設にポスター掲示、パンフレット配布
対外広報活動
・日高報知新聞に年５回掲載
（7月３１日・暑中見舞、元旦・年賀、２月１５・１８・２１日・行政書士記念日３回）
・日高支部ホームページの運営

６　各種会議等出席
・北海道行政書士会第５５回定時総会
　　平成２６年5月２３日（金）登別グランドホテル
　　代議員２名　　髙松清廣理事、松下吉文理事
・全道研修担当者会議
　　第１回　平成２６年　６月１４日　札幌市　道会会議室
　　第２回　平成２６年１２月１９日　　〃
　　出席：松下吉文理事
・全道監察広報担当者会議　　平成２６年８月４日　札幌市　道会会議室
　　出席：湯川　剛副支部長
・道会新年賀詞交歓会　　平成２７年１月２４日　札幌ガーデンパレス
　　出席：永崎広実理事
・知的資産経営シンポジウム　札幌市　ポールスター札幌
　　平成２６年１１月１７日
　　出席：松下吉文理事
・北海道行政書士会第５５回定時総会開催招致に関する三支部事前協議
　　平成２６年5月２３日　　苫小牧市
　　出席：菊地支部長、湯川副支部長

７　奉仕活動
・平成２６年度「２４時間ＴＶ・愛は地球を救う」募金活動
　　募金額　１５，５００円

８　その他
・会員動向
　　鈴木　勇高　会員　　平成２６年１１月１７日　退会
　　北道　正博　会員　　平成２７年　3月３１日　退会

報 告 第 2 号

平成26年度　収支決算報告について

支部規則第9条第1項第2号の規定により、次のとおり承認を求めます。

平成26年度　収　支　決　算　書

（単位：円）

（収入の部）

項　目	予算額	決算額	比　較	説　明
1　交　付　金	894,000	864,180	△ 29,820	一般交付金 614,000 事業等交付金 250,180
2　繰　越　金	359,622	359,622	0	前年度繰越金
3　負　担　金	300,000	246,000	△ 54,000	三支部合同研修会負担金
4　諸　収　入	30,378	30,069	△ 309	祝儀、預金利子等
収　入　合　計	1,584,000	1,499,871	△ 84,129	

（支出の部）

項　目	予算額	決算額	比　較	説　明
1　会議費	300,000	267,060	△ 32,940	
①総会費	150,000	146,100	△ 3,900	定時総会開催経費
②理事会費	150,000	120,960	△ 29,040	4回開催
2　事業費	240,000	176,725	△ 63,275	
①事務諸費	170,000	121,133	△ 48,867	通信費、消耗品費、印刷費他
②渉外費	50,000	50,000	0	苫小牧・室蘭支部総会参加旅費祝儀
③慶弔費	20,000	5,592	△ 14,408	弔電、香典
3　業務研修費	730,000	486,085	△ 243,915	
業務研修費	730,000	486,085	△ 243,915	日高支部研修会開催費用 52,154 三支部合同研修会開催費用 433,931
4　活動費	290,000	224,940	△ 65,060	
①広報活動費	36,000	40,000	4,000	各町における広報活動
②対外広報活動費	170,000	120,000	△ 50,000	新聞広告料・ホームページ運営費
③無料相談活動費	34,000	33,240	△ 760	無料法律相談活動費
④活動旅費	50,000	31,700	△ 18,300	道会支援活動旅費（賀詞交歓会他）
5　予備費	24,000	0	△ 24,000	
予備費	24,000	0	△ 24,000	
支　出　合　計	1,584,000	1,154,810	△ 429,190	

収入 －	支出 ＝	次期繰越金
1,499,871	1,154,810	345,061

財　産　目　録

平成 ~~26~~ 27 年 3 月 31 日現在

特　別　会　計

収　入	
前年度末残高	351，741 円
利　子	86 円
合　計	351，827 円
支　出	0 円
収支残高	351，827 円
次期繰越積立金	351，827 円

監 査 報 告 書

北海道行政書士会日高支部規則第7条第4項の規定により、平成26年度における本支部の会計及び財務並びに会務の執行状況について監査したところ、適正に執行されていることを確認した。

また、収支計算書、財産目録を関係書帳簿及び貯金通帳により照合したところ、正確に処理されていることを認めたので、規則第15条第2項の規定により結果を報告する。

平成27年4月1日

北海道行政書士会日高支部

監事　福嶋尚人

議案第１号

平成２７年度　事業計画について
支部規則第９条第１項第１号の規定により、議決を求めます。

平成２７年度　事業計画（案）

１　支部活動事業

支部定時総会　　平成２７年４月１８日（土）　会場　天政
支部理事会　　５回開催
支部業務研修会　　２回開催
支部だよりの発行　　随時
三支部合同研修会　　（担当　苫小牧支部）
平成２７年９月未定（土・日）　会場：未定

対外広報活動

新聞広告　　日高報知新聞に年５回掲載
支部ホームページの運営
各町広報紙広告掲載　１月号に行政書士記念日関連掲載

広報活動

行政書士制度広報月間活動　　９～１０月

支部会員メーリングリストの立上げ検討

２　北海道行政書士会との連携

道会主催の業務研修会及び支援活動への参加に努める

建設業経営規模評価申請受付業務を継続する

会費の完納に努める

議 案 第 2 号

平成27年度 収支予算について

支部規則第9条第1項第1号の規定により、次のとおり議決を求めます。

平成27年度 収 支 予 算 書 （案）

（単位：円）

（収入の部）

項　目	本年度予算額	前年度予算額	比　較	説　明
1 交 付 金	889,000	894,000	△ 5,000	一般交付金 614,000 事業等交付金 275,000
2 繰 越 金	345,061	359,622	△ 14,561	前年度繰越金
3 負 担 金	0	300,000	△ 300,000	三支部合同研修会負担金
4 諸 収 入	30,939	30,378	561	祝儀、預金利子等
収 入 合 計	1,265,000	1,584,000	△ 319,000	

（支出の部）

項　目	本年度予算額	前年度予算額	比　較	説　明
1 会議費	300,000	300,000	0	
①総会費	150,000	150,000	0	定時総会開催経費
②理事会費	150,000	150,000	0	5回予定
2 事業費	260,000	240,000	20,000	
①事務諸費	170,000	170,000	0	通信費、消耗品費、印刷費他
②渉外費	70,000	50,000	20,000	苫小牧・室蘭支部総会参加旅費祝儀
③慶弔費	20,000	20,000	0	慶弔費
3 業務研修費	341,000	730,000	△ 389,000	
業務研修費	341,000	730,000	△ 389,000	日高支部研修会開催等費用
4 活動費	340,000	290,000	50,000	
①広報活動費	40,000	36,000	4,000	各町における広報活動
②対外広報活動費	200,000	170,000	30,000	新聞広告料・ホームページ運営費
③各町広報紙活用費	50,000	34,000	16,000	各町広報紙広告掲載
④活動旅費	50,000	50,000	0	道会支援活動旅費
5 予備費	24,000	24,000	0	
予備費	24,000	24,000	0	
支 出 合 計	1,265,000	1,584,000	△ 319,000	

議案第３号

役員の選任について

支部規則第６条第２項の規定により、役員の選任を行う。

選任すべき数　　支部長１名、副支部長１名、理事３名、監事１名

役職名	２７・２８年度役員	２５・２６年度役員
支部長		菊地　淳史
副支部長		湯川　剛
理事		髙松　清廣
理事		松下　吉文
理事		永崎　広実
監事		福嶋　尚人

※任期は、就任後第２回目の定時総会の終結のときまで

北海道行政書士会日高支部規則

（名　称）

第１条　当支部は、北海道行政書士会日高支部と称し、北海道行政書士会会則第68条の規定に基づ いて設置する。

（組　織）

第２条　当支部は、当支部の区域内に事務所を有する行政書士及び行政書士法人（以下「会員」という。）をもって組織する。

（事務所）

第３条　当支部は、事務所を支部長在住の町に置く。

（目　的）

第４条　当支部は、北海道行政書士会（以下「本会」という。）の地区組織として行政書士の品位の保持、行政書士の業務の改善進歩及び行政書士の職域の確保に努め、本会と会員との連絡調整の円滑化のために活動することを目的とする。

（事　業）

第５条　当支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　会員の品位保持に関すること。

(2)　業務の指導又は連絡に関すること。

(3)　行政書士業務の周知に関すること。

(4)　非行政書士行為の排除に関すること。

(5)　その他目的達成のために必要なこと。

（役　員）

第６条　当支部に、次の役員を置く。

(1)　支 部 長　１人

(2)　副支部長　１人

(3)　理　事　３人以内

(4)　監　事　１人

2　役員は、当支部所属の会員のうちから総会において選任する。

3　役員の任期は、就任後第２回目の定時総会の終結のときまでとする。

4　欠員の補充又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

（役員の職務）

第７条　支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。

2　副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理し、支部長が欠けたときはその職務を行う。

3　理事は、支部の業務を分掌する。

4　監事は、支部の資産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

（総　会）

第８条　総会は、支部長が招集する。

2　定時総会は、毎年、会計年度終了後3月以内に招集しなければならない。

3　臨時総会は、必要がある場合において、その事件に限り招集する。

（総会の議決事項）

第９条　総会においては、次に掲げる事項を議決する。

(1)　事業計画及び予算を定めること。

(2)　事業報告及び決算を承認すること。

(3)　支部規則を設け又は改廃すること。

(4)　役員を選任すること。

(5)　その他理事会において、総会の議決を要すると決定したこと。

（総会の議長）

第10条　総会の議長は、総会において選任する。

（表　決）

第11条　総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　前項の場合においては、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

（議事録）

第12条　総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した会員の１名が署名しなければならない。

（理事会）

第13条　理事会は、支部長が招集する。

2　理事会は、支部長、副支部長及び理事をもって構成する。

3　理事会は、次に掲げる事項を決定する。

(1)　総会に提出する議案を決定すること。

(2)　理事の業務分掌を定めること。

(3)　本会の総会代議員を選出すること。

(4)　規程を設け又は改廃すること。

(5)　その他支部長が必要と認めたこと。

4　理事会の議長は、支部長をもって充てる。

5　理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事の１人が署名しなければならない。

（会計年度）

第14条　当支部の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

2　当支部の出納は、翌年４月30日をもって閉鎖する。

（決　算）

第15条　支部長は、毎年度決算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、定時総会に報告し、その承認を受けなければならない。

2　前項の場合において、監事は、資産及び会計並びに業務監査の結果を総会に報告しなければならない。

（顧　問）

第16条　当支部に、顧問を置くことができる。

2　顧問は、総会の決議を経て支部長が委嘱する。

3　顧問の在任期間は、委嘱した支部長の任期と同一とする。

（規程への委任）

第17条　この規則に定めのない事項は、規程により定めることができる。

附　則

1　この規則は、昭和59年５月24日から施行する。

2　従前の北海道行政書士会日高支部規則は、廃止する。

3　この規則の施行前に、既に効力が生じた事項については、なお従前の例による。ただし、この規則に別段の定めがある場合はこの限りでない。

附　則

1　この改正規則は、平成22年５月１日から施行する。